

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 第3回協議会 議事概要

日時：平成29年5月22日（月） 16:00～17:00

場所：メルパルク OKAYAMA 1階 泰平I

【出席者】

岡山市長 代理：下水道河川局長

倉敷市長 代理：総務局参与

総社市長 代理：副市長

備前市長 代理：危機管理課 係長

瀬戸内市長 代理：危機管理部長

赤磐市長

浅口市長 代理：企画財政部長

和気町長 代理：危機管理室長

早島町長

岡山県 危機管理監 代理：危機管理課長

岡山県 土木部長 代理：土木部技術総括監

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 岡山国道事務所長 代理：管理第二課長

国土交通省 苫田ダム管理所長

国土交通省 岡山河川事務所長

【議事概要】

1. 挨拶

2. 議事

(1) 高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約の改定について

(2) 水防法等の一部を改正する法律について

(3) 岡山三川に関する昨今の減災対策について（岡山河川事務所）

(4) 各市町のビジョンに関する取組み

(5) 今後の予定について

3. 意見交換

倉敷市：冒頭の水防法等の一部を改正する法律で、訓練の努力義務が、義務化になると
いうことでよいか。

岡山河川：今回の水防法の改正により、これまでは要配慮者施設などの避難確保計画の作

成や避難訓練の実施については努力義務となっていたが、今回の改正により義務化になった。なお、水防法改正に伴う説明会を来月6月7日に予定している。場所は広島市の県民文化センターを予定しており、この開催の案内については、中国地方整備局の方から岡山県および各自治体に案内が発送されているので、ぜひ担当者にご出席をご検討して頂きたい。